

# 所得申告を忘れずに！

【問合先】税務課市民税係 ☎24 - 1111

内線2513～2516・2519・2548または各支所税務係

平成30年度(平成29年分)の所得税の確定申告、市県民税の所得申告の時期です。期間内に忘れずに申告を済ませましょう。申告期間中は、職員による金額の集計や書類の作成は困難ですので、事前金額集計や自書による書類の作成をお願いします。

## ■市県民税の申告相談

【と き】 2月16日(金)～3月15日(木) (土日を除く)  
午前9時～11時30分、午後1時～4時30分

地 区	と き	と ころ
旧 宇 和 島	郵送した案内書に記載された指定日	市役所 602会議室
吉田・三間	広報うわじま2月号折り込みチラシに記載された指定日	吉田支所 税務係 三間支所 会議室
津 島	自治会で回覧したチラシに記載された指定日	岩松公民館

※吉田・三間・津島地区で、案内書が郵送された人は、記載された指定日にお越しください。

### 【持参物】

- ▷収入金額が証明できる帳簿や書類
  - ▷収入を得るための必要経費が証明できる書類
  - ▷諸控除を受けるための社会・生命・年金・介護保険料、医療費などが証明できる書類
  - ▷給与所得者と年金受給者は所得税の源泉徴収票
  - ▷印かん(スタンプ式は不可)
  - ▷利用者識別番号(ある人)
  - ▷国外居住親族を扶養親族として申告する際は、扶養していることが分かる書類(送金関係書類など)
- ※年末調整で勤務先にすでに提出している場合には送金関係書類などは不要です。
- ▷申告者本人のマイナンバーカード(ある人)、マイナンバーカードを持っていない人は、次の①および②を各1点ずつ

番号確認書類①	通知カード、マイナンバーが記載された住民票の写し、マイナンバーが記載された住民票記載事項証明書
身元確認書類②	運転免許証、公的医療保険の被保険者証、パスポート、障害者手帳(身体・精神・療育)、そのほか官公署から発行、発給された書類(氏名、生年月日または住所が記載されているもの) など

※申告が必要と思われる人は案内書の有無にかかわらずお越しください。  
所得税の確定申告をする人は、市県民税の申告をする必要はありません。

## ■個人番号(マイナンバー)の記載と本人確認

申告書などへの申告者本人や控除対象配偶者、扶養親族および事業専従者などのマイナンバーの記載が必要です。

また、マイナンバーを記載した申告書などを提出する際には、申告者本人の本人確認書類(番号確認書類および身元確認書類)の提示または添付が必要となりますのでご注意ください。

※郵送または親族の人が代理で提出する場合は、申告者本人の本人確認書類の写し(「市県民税の申告相談」記事内掲載:「番号確認書類」の写しおよび「身元確認書類」の写し)の添付をお願いします。  
控除対象配偶者、扶養親族および事業専従者などのマイナンバーが分かるようにしてお越しください。



(マイナちゃん)

## ■市県民税の申告対象者

市内に住み、平成29年中に次のような所得があった人

- ①営業、農業、漁業などの事業所得
- ②家賃、配当、恩給、年金、利子、譲渡などの所得
- ③給与所得者のうち、次のいずれかに当てはまる人
  - ▷勤務先から市に給与支払報告書の提出がない人
  - ▷2ヵ所以上から給与を受けた人
  - ▷医療費控除などを受けようとする人
  - ▷平成29年の途中で退職し再就職しておらず、市に給与支払報告書を未提出の人 など

## ■国民健康保険の被保険者

国民健康保険の被保険者は、上記の市県民税の申告対象者に加えて、平成29年中の収入が無い人も申告が必要です。

※納税義務者(世帯主)は、世帯に属する被保険者の所得についての申告が義務づけられています。

【ご注意ください】 期間内に申告をしないと、諸控除の適用や国民健康保険料の減額該当者として認められないことがあるほか、所得課税証明書を交付できません。必ず期間内に申告してください。

※市役所・各支所駐車場、宇和島税務署駐車場には限りがありますので、なるべく公共交通機関を利用ください。

国税庁と全国納税貯蓄組合連合会が募集した「税についての作文」で、入選した土居 有花 さん（宇和島南中3年）、戸梶 真汐 さん（城南中3年）、岡本 奈美 さん（城東中3年）の作文を広報うわじま1～3月号に掲載します。

### 日本人としての「会費」 (宇和島税務署長賞)

城南中学校3年 戸梶 真汐

税は安心した暮らしをするための「会費」この言葉が一番印象に残った。今まで私は、「税金なんかなくていいのに。」「生きているだけで罰金を払われているようなものだ。」と、税金に対してマイナスのイメージをもっていた。しかし、今回の租税教室を通して、私たちが毎日安全に暮らすことができているのは、「国民一人一人がきちんと税金を払っているからなんだな。」と改めて深く知ることができた。

税金のクイズでは、一日にこんなにたくさんの税金を払っていることを初めて知った。所得税や固定資産税などは、言葉だけは知っていたが、どんなものか、今一つよく分かっていなかった。この租税教室で学べてよかったと思う。

私たちには、税についての話は少し難しい。他人事に思ってしまうのだ。しかし、アニメでの説明を見ることによって、とても分かりやすくなった。税金のないアナザーワールドがあんなに怖いものとは思ってもみなかった。

今まで、私たちの教育費や道路整備の費用、警察や消防なども税金でまかなわれているとは思わなかった。どれも日々の暮らしになくてはならないものだ。こんなに多くのことに税金が使用されていることを知ると、改めて税金がどれだけ重要なものなのか、よく分かった。

今までなんとなくしか理解していなかった税金について知ることができるいい機会だった。

夏休みには、妹と、宇和島の生涯学習センターで行われた町づくり講座に参加した。そこで、ガードレールや信号機などの値段を教えていただいた。その全てが税金によってまかなわれていることが、今さらながら分かった。

この講座では、さらに、ボードゲームを使って、自分の街を作る体験もさせていただいた。手元にあったお金からスタートし、施設を購入したり、手持ちのお金を増やしたりして、市をより豊かにしていくゲームである。税金をやりくりして、町づくりを行うことの難しさがよく分かった。この体験を通して、税金のありがたみを痛感できた。

あと数年もすれば、私たちも選挙権をもち、納税の義務が課せられる。遠い話だと思わずに、しっかり向き合っていきたい。社会の一員として、そしてきちんとした大人として、これからも税金のことについて考えてみたいと思う。

税金は、現在のことだけではない。自分たちより後の世代にもかかわってくることもある。自分たち、さらにはその子供や子孫のためにも、日本人としての「会費」をしっかり払っていきたい。

## 宇和島税務署からのお知らせ

### ■申告と納税は期限内に

申告は正しく、お早めに。納税は、振替納税の利用をお勧めします。

#### 【申告と納税の期限】

▷所得税および復興特別所得税、贈与税：3月15日(木)まで

▷消費税および地方消費税：4月2日(月)まで

### ■確定申告会場の開設

【と き】2月16日(金)～3月15日(木)(土日を除く)

午前9時～午後4時

※混雑状況により、午後4時になっていなくても受け付けを終了する場合があります。

期間中は大変混雑し、長時間待つ場合もありますので、国税庁ホームページ(<http://www.nta.go.jp>)「確定申告書等作成コーナー」を利用ください。

### 【問合先】宇和島税務署 ☎22 - 4511

※自動音声で案内します。用件の番号を選択してください。

### ■インターネットで申告書の作成ができます

国税庁ホームページ「確定申告書等作成コーナー」では、申告書や青色申告決算書などが作成できます。作成した申告書は、電子申告するかA4サイズに印刷して税務署に提出できます。

### ■電話による申告相談を利用ください

3月15日(木)まで、「確定申告電話相談センター」で所得税および復興特別所得税、贈与税、消費税および地方消費税の確定申告に関する質問や相談に答えます(土日については、2月18日(日)、25日(日)に電話相談のみ行っています)。

### ■医療控除の申告方法が変更になっています

詳しくは、お問い合わせいただくか、広報うわじま1月号P13をご覧ください。